栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに安否確認を 行います。

□**対象となる方** 市内に住所を有する 65 歳以上で、次のいずれかに該当し、かつ日常的に食事の用意が困難な方

②高齢者のみ世帯 ①ひとり暮らし

③日中独居(世帯員の就労等で、おおむね8時間以上ひとり暮らし状態等にある方)

□**サービス内容** 昼食か夕食のいずれかを1日1回自宅へ配食し、利用者の安否を確認します。

利用回数:1週間に最大5回まで(利用者の状況等により回数を決定)

□費 用 1食350円

齢者居室等整備資金融資制度

高齢者の専用居室等を増築、または改築するために必要な 資金を融資する制度です。

□**対象となる方** 市内に引き続き 2 年以上住所を有する方で、満 60 歳以上の親族と同居している方、または同居しようと する方

□対 **象 経 費** 高齢者の居室、浴室、便所等の増築または改築工事

□サービス内容 融資限度額:最高 200 万円

子:無利子(市で負担)

償還期限:10年以内

償 還 方 法:元金均等月賦償還

保証人:市内に2年以上住所を有する方等、要件を満たした2人以上の保証人が必要です。

□**必要書類** 高齢者居室等整備計画書、工事見積書、土地および家屋の登記事項証明書(自己の所有でないときは、所 有者の承諾書)、戸籍謄本および住民票の写し、市税納税証明書、連帯保証人の住民票の写し等

きがい活動通所支援サービス

通所によって、その希望および身体状況に応じた日常動作 訓練、趣味活動などのきめ細やかなサービスを提供します。

□**対象となる方** 市内に住所を有する 60 歳以上のひとり暮らし等で、家に閉じこもりがちな方

□**サービス内容** 日常動作訓練、趣味活動等で1日を過ごします。(送迎有り)

用 無料(昼食代は自己負担) 一費

□場 **所** 老人福祉センターすえひろ荘(八條665 ☎936−9181)

齢者世帯等

□**対 象** 市内に住所を有する概ね65歳 □**対 象** 市内に住所を有する65歳以上 以上の単身高齢者等

のねたきり状態の高齢者等

□対 象 市内に2年以上住所を有する65 歳以上の高齢世帯で、住宅の取 り壊し等により民間住宅へ転居 する生計中心者が非課税世帯

給付、老人電話の貸与

□対象品目 火災警報機、電磁調理器等の □内 容 丸洗い殺菌(7月·1月実施)、乾 燥殺菌(4月·10月実施)

> □内 容 転居前後の家賃の差額で30,000 円を限度として助成(転居後の家 賃が60,000円を超えた部分は対 象となりません)

□費 用 所得税課税状況により0円~全 □費 用 無料 額負担の7階層に分かれています。

在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所された場合は、 必ず高齢いきがい課にご連絡ください。

申し込み・問い合わせ

高齢いきがい課(☎四447)のほか、次の在宅介護支援センターでも申し込みができます。

☆在宅介護支援センター

- ・やしお苑(南川崎210-1 ☎998-8883)
- · 埼玉回生病院 (大原 4 5 5 ☎ 9 9 4 4 1 1 1)
- · やしお寿苑 (八條294-4 ☎930-5200)
- ・ケアセンター八潮(緑町一丁目23-8 ☎994-5562)

※在宅介護支援センターでは、介護に関する各種相談や助言を、24時間体制で対応していますのでご利用ください。